

はまなか



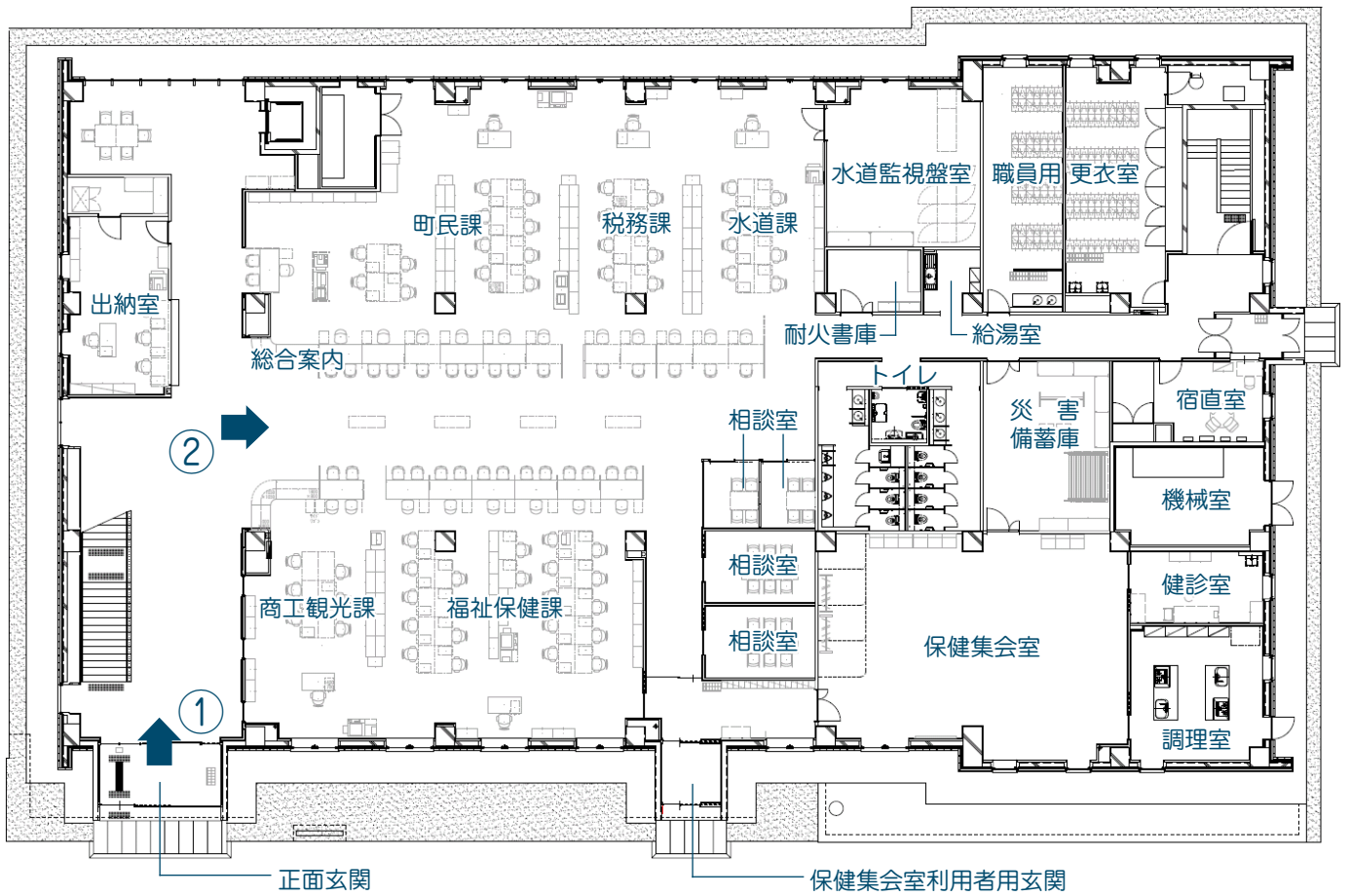
2018/No.637



今月の主な話題

- ▶ 浜中町役場新庁舎実施設計がまとまりました 2 P
- ▶ 第8次浜中町行政改革大綱 6 P
- ▶ 防災行政無線戸別受信機の取り扱いについて 12 P
- ▶ 高齢者見守りネットワーク展開中 15 P
- ▶ 介護保険制度における住所地特例の仕組み 17 P
- ▶ 健康サポート 9月は食生活改善普及運動・健康増進普及月刊です 28 P

1階平面図



平面図 ①

1階エントランスロビーイメージ

内装材に土色系レンガや木材を多く使用することで、自然素材が持つ温かみを感じるデザインとします。

また、エントランスロビーには、来庁者に部署の配置が分かりやすいよう、総合案内や各階の案内板を設置します。

平面図 ②

1階カウンターイメージ

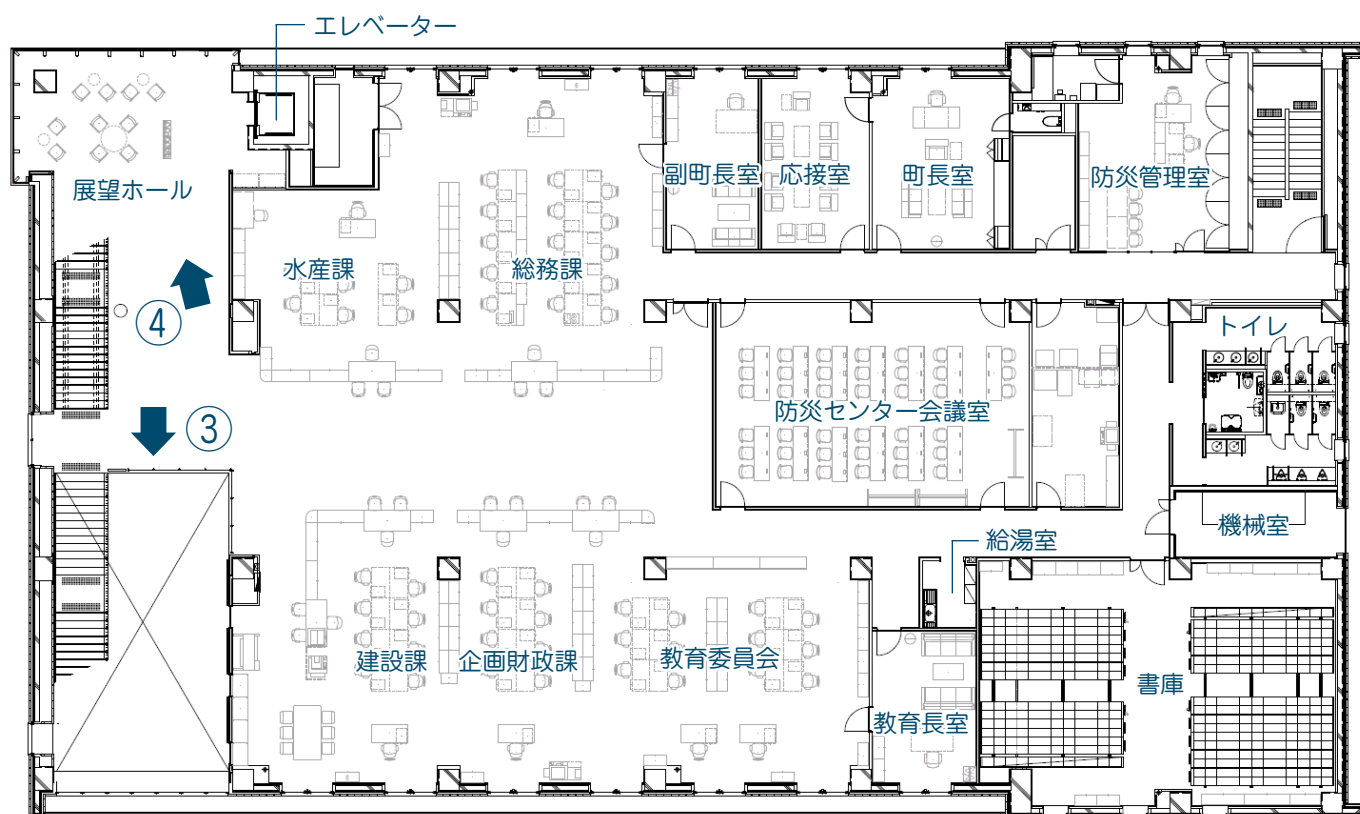
木目調のカウンターとすることで、エントランスロビーから続く自然を感じる温かい空間とします。

[1階の配置部署]

町民課、税務課、水道課、福祉保健課、商工観光課



2階平面図



平面図 ③

2階階段踊り場イメージ

1階エントランスロビーの一部を吹き抜けとすることで開放感のある空間とします。

[2階の配置部署]

総務課、企画財政課、建設課、水産課、教育委員会

平面図 ④

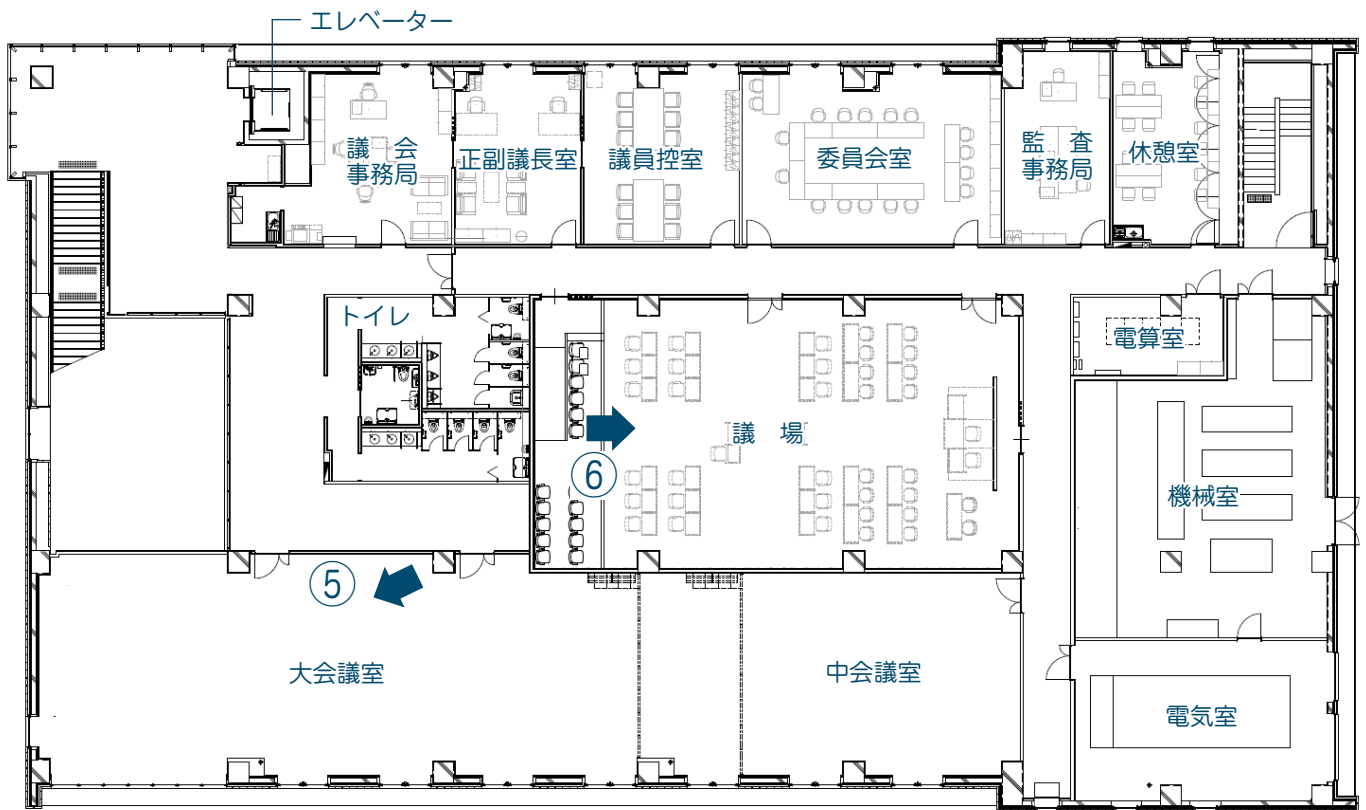
2階展望ホールイメージ

1階エントランスロビーから続く階段を進んだ先に、新庁舎からの景色を眺めながら休憩できる空間をつくります。

展望ホールからは、浜中湾から琵琶瀬湾までの景色を一望することができます。



3階平面図



平面図 ⑤

3階大会議室イメージ

3階南側に会議室を設置します。会議室の間仕切りを可動式とすることで、会議の規模や用途に応じて部屋の広さを変更できるようにします。また、災害時には避難所として活用されます。

平面図 ⑥

3階議場イメージ

議場の内装には、白色系レンガや木材を使用するほか、大地や海の色合いを取り入れ、浜中町の自然を表現したデザインとします。

また、議場後部には、傍聴席を設置します。



●問い合わせ先 役場総務課庁舎建設準備係 ☎62-2111 (代表)

第8次 浜中町行政改革大綱

はじめに

本町は、社会や経済情勢の変化に対応するため、より効率的、効果的な行政サービスの提供や財政健全化などに取り組むべく、平成8年度から「浜中町行政改革大綱」を策定し、行政改革の推進に努めてきました。

今日、地方は少子高齢化の進展などに伴い、本格的な人口減少社会が到来する中、地方自治体は、これまで以上に厳しい財政状況のもとで行政運営をしていかなければなりません。

そのような情勢は、本町も同様であることから、町

民だれもが安心して暮らせるまちづくりを進めるため、多様化・高度化する住民ニーズに適應できる行政サービスの提供がますます求められています。そのため、これまで以上に地域や町民との協働によるまちづくりを推進し、時代の変化に即した行政運営に取り組んでいく必要があるといえます。

このことから、本町の将来を展望した行政改革を一層推進するための指針として「第8次行政改革大綱」を策定します。

行政改革の基本的視点

1 より開かれた行政運営の推進

信頼ある「開かれた行政」を推進するため、公正、公平性、透明性を一層高めつつ、これまで以上に積極的な町民参加の促進を図る必要があります。

地方分権の進展に伴い、地方自治体が果たすべき役割と責任がますます問われる中、より機能的、効率的な組織機構の確立が必要です。そのため、限られた職員、人材を有効に機能させ、迅速かつ柔軟な対応を可能とする組織機構の再構築を早期に進め、適正な事務事業の執行はもとより、職員の資質向上と意識改革に取り組みながら、山積する行政課題の解決に努めます。

その上で、公正な情報公開、広報、広聴活動の充実などを図りながら、町民にとって身近で分かりやすい、開かれた行政運営を推進します。

2 地域等との連携、協働によるまちづくりの推進

「町民との協働によるまちづくり」を推進するためには、自治会・町内会、各関係団体等との連携を密にした行政運営が必要不可欠です。

町民との厚い信頼関係と力強いパートナーシップを構築し、それぞれの役割等を明確にした上で、お互いに協力しながら行政課題の解決に取り組みます。

3 財政再建の推進

本町は、平成17年度から平成26年度までを期間とする「浜中町財政再建プラン」に基づき、財政再建に取り組んできました。今後も同プランを継承しながら、引き続き長期的な視点のもと、健全かつ効率的で、自主性、自立性の高い財政運営に努めます。

行政改革の計画期間

本大綱の計画期間は、平成30年度から平成32年度の3ヵ年とします。

行政改革の推進事項

1 事務事業の見直し

限られた財源と人員で、最大限の行政サービスを提供していくためには、事務事業の簡素合理化を図り、効率的な行政運営が必要です。そのためには、これまでの事務事業の見直しを行い、行政の関与の必要性や効果等を十分に検討しながら、実施すべき施策の選択や重点化等を検討する必要があります。

■事務事業の再編・整理・合理化

事務事業については、今後も効果の薄いものや不必要と判断されるものは統廃合や転換を行うなど、再編・整理・合理化を図ります。

① 既存事業の見直し

ア 事務事業については、行政が担う必要性の有無や実施主体のあり方について、その内容および性質に応じて仕分けするよう検討します。

- ・行政、地域、住民のうち、どこで担うことが望ましいか
- ・受益者の負担は適正かどうか
- ・地域、住民との連携によって解決できる課題はないかどうか

イ 全ての事務事業を精査し、今後の事務事業の方向性を考えます。

- ・事業の当初目的は達成されているかどうか
- ・住民ニーズを的確に捉えているかどうか
- ・過剰な行政サービスになっていないかどうか
- ・民間等によりすでに提供されているサービスではないかどうか

ウ 複数の課に存在する類似事業の統廃合について検討します。

② 新規事業の取組

ア 事業の目的や内容の精査、明確化

イ 行政が担うべき事業かどうかの検証

ウ 期待できる事業効果の検証

エ 取組体制が確保されていること(人員、補助等事業経費の確保見込み)

③ 経常経費削減の徹底

経常経費については、第7次浜中町行政改革大綱を継承し、予算編成にあっては、常にゼロベースから見直すという基本姿勢に立ち、さらなる削減の徹底に努めます。

④ 経常業務の合理化を促進

情報通信技術の活用等による事務の効率化、高度化、質的向上、申請手続きの電子化等による窓口事務の一層の利便性とサービスの向上を図るなど、引き続き経常業務の合理化を促進します。

2 民間委託の推進と指定管理者制度の活用

事務事業については、行政運営の効率化と住民サービス向上の視点に立ち、その効果が最大限に発揮されなければなりません。

その中でも、委託した事務事業については、対象事業、選定基準、事業効果、契約条項などの透明性を確保するとともに、個人情報の保護や守秘義務の確保に十分留意しつつ、必要な措置を講じることとします。さらに、民間委託等の実施状況については、委託先、委託理由の公表等について検討することとします。

指定管理者制度を活用しての施設管理運営については、今後、住民サービスの向上、施設管理の経費節減など十分に考慮しながら、導入を検討することとします。

3 地方公営企業の将来に向けた効率的な事業運営の推進

水道事業においては、給水人口の減少に伴う減収、施設の災害への強靱化と老朽化に伴う更新事業費用の増大などが大きな課題となっています。将来にわたって持続可能な事業運営を推進させる必要性から、事業実態の把握と分析を実施し、実現可能かつ具体的な方策を示す将来構想としての「浜中町水道ビジョン」を基軸とした、効率性と経済性を兼ね備えた事業運営を推進します。

その上で、今後の事業運営については、「浜中町水道事業経営戦略」を踏まえ、財源の確保と経営の安定化を図ります。

下水道事業においても、「浜中町下水道事業等経営戦略」に基づき、経営の効率化と合理化を図り、事業を安定かつ、持続的に進めるため、将来を見据えた財務分析を実施し、最適な投資規模や資金計画等の経営課題を抽出するとともに、その改善方法の検討を行い、事業の安定的経営を目指します。

4 地域等との連携、町民との協働によるまちづくり

本町のまちづくりを推進する上で、自治会や町内会等のコミュニティ組織、NPO等の各団体との連携、さらには積極的な町民参加が不可欠です。それぞれの地域における諸課題、刻々と変化する住民ニーズに対応するためには、時機に応じた効率的な行政サービスを提供していく必要があります。

この点を踏まえ、行政においても職員個々の意識改革が図られる職場環境づくりが求められます。

① 協働によるまちづくりに向けた体制づくり

地域住民をはじめ、各種団体や事業者等と行政が相互の役割と責任を共通認識した上で、より連携が深められる体制づくりを進めます。

② 町民参加の推進

協働のまちづくりという概念に対する町民の意識付けや発想の転換を促しながら、町民と行政とが意見交換する機会を設けるなど、お互いに情報共有できる環境づくりを進めます。さらに、行政運営における「計画・実行・評価・改善」のあらゆる段階において、町民が参加できる機会の拡充に努めます。

③ 町民分権の推進

自治会、町内会、特定非営利団体、ボランティア団体等がそれぞれの役割分担のもと、協働のまちづくりを推進するため、町民への「町民分権」により、住民自治の推進に努めます。

5 出先機関等の検証

浜中支所および茶内支所については、住民の利便性の確保を念頭に、施設機能や維持管理経費など、現状における検証を行います。特に、浜中支所については、出張所化等も含め、人員配置や業務対応などの調査、検討を進めます。

保育所については、保護者や地域と協議しながら今後の適正配置に努めます。

6 統合後校舎の利活用

学校統合による空き校舎が増加しており、このような空き校舎の利活用については、施設の安全性や利便性、さらには維持管理コストが莫大にならないよう町の財政負担を考慮しつつ、事業者等も募集し、有効的な方法を検討します。

7 住民福祉への対応

急速な高齢化に伴い、生活に欠かせないバス路線の維持は必要不可欠であることから、今後もバス路線の維持対策を積極的に進めるとともに、地域の維持的な公共交通網の形成など、総合的な取組を推進します。

また、災害時における要援護者の避難対策については、それぞれの地域と協議しながら検討を進めます。

2 定員管理および給与制度の見直し

1 定員の適正化

職員の人事管理に関して、原則としてスクラップ&ビルド（※注1）の徹底を基本に、引き続き事務事業の見直しを行うとともに、役場新庁舎への移転に向けた組織機構の見直しを進めます。また、民間委託、情報システム活用などにより事務効率を高め、新たな行政ニーズに対応できるよう職員の定員管理を推進します。

職員の定員管理計画については、人件費の増加を抑制するため、必要最低限の職員数を確保することを基本とし、推進することとします。

（※注1）スクラップ&ビルド

行政機構を廃棄・廃止し、新たな行政機構に置き換えることによって、集中化、効率化を実現する。

2 人事制度および給与制度の見直し

業務量に応じた適正な人員配置を行い、給与体系等が職員の業務遂行能力の向上と資質改善に寄与するものとなるよう、人事評価制度の確立を図ります。

3 職員の人材育成の推進

1 職員の人材育成

多様な研修機会の提供と研修レベルの底上げを図ります。その上で、職員の政策形成能力や創造的能力、法務能力等の向上に努め、地方自治事務を担い得る人材育成を推進します。

- ① 複雑化・多様化する行政ニーズに即応できる人材を育成するため、計画的な研修と実務研修および自己啓発研修を適切に組み合わせ、総合的な人材育成を推進します。
- ② 職員の意識改革、幅広い見識の育成を目的とした研修の充実を図ります。また、職員の持つ能力を最大限に発揮できる適材適所の人事配置に努め、職員の職務意欲と能力発揮を醸成し、適切な人事管理を進めます。
- ③ 行政全般にわたる事務改善、職場の活性化、事業の企画・立案など、職員提案制度の確立を目指します。
- ④ 男女の雇用機会均等を推進し、能力や実績に基づく人材の登用を図ります。

2 多様な人材の確保

地方分権の推進、男女共同参画型社会の推進など、社会情勢の変化に的確に対応する行政運営が求められることから、能力ある多様な人材の確保に向け、競争試験制度を基本としつつ、新規学卒者だけでなく、就業経験者等の採用も検討していくこととします。

- ① 就業経験者等、能力のある多様な人材の確保
- ② 職務に関する経験や知識を効果的・効率的に活かせるよう、退職職員の再任用を推進

3 マネジメント機能の発揮

民間企業の経営感覚を参考に、スピード、コスト、成果を重視した、事務改善に積極的に取り組み、行政改革に対する職員の意識改革を図ります。

4 電子自治体の推進

電子自治体（※注2）に係る業務とシステムを最適化するため、情報通信技術（ICT）（※注3）を活用した業務改革に継続的に取り組みます。

システムの運用管理については、北海道自治体情報システム協議会および北海道電子自治体運営協議会（HARP協議会）等との連携を図りながら、計画的な事務事業のシステム化、ネットワーク化、行政手続のオンライン化、共同アウトソーシング等の推進を図ります。

また、すでに導入されている住民基本台帳ネットワークシステム、公的個人認証サービス、総合行政ネットワークシステムなどを大いに活用するとともに、「浜中町情報セキュリティポリシー」（平成15年8月策定）に基づき、情報セキュリティを確保します。

（※注2）電子自治体とは

インターネット等の活用による質の高い行政サービスの提供と事務事業の見直しによる行政の簡素化・効率化を目的に、自治体が情報化を推進することです。行政手続きのオンライン化、電子入札等。

（※注3）ICTとは

情報通信技術を表す言葉、日本ではITが同義で使われていますが、ITにCommunicationを加えたICTの方が国際的に定着しています。

5 自主性・自立性の高い財政運営の確保

1 財政の健全化

町税をはじめとする一般財源収入が伸び悩む厳しい状況の中、限られた財源を有効活用し、新たな行政ニーズに対して効果的、効率的に対応していくため、行政関与の必要性、受益と負担の公平性の確保を十分に検討し、事業を実施することが必要であります。そのため、経常経費等の縮減、事務事業の見直しを行いながら引き続き健全な財政運営に努めます。

① 自主財源の確保の取組

浜中町町税等収納対策委員会において、効果的な滞納者対策等を検討するほか、釧路・根室広域地方税滞納整理機構との連携により収納率の向上を図ります。

② 税外収入の確保

公有地や未利用町有地の売却、受益者負担の適正化など、その他の財源確保に積極的に取り組みます。なお、浜中町債権管理条例に基づき、町の債権管理の一層の適正化と効率化を図り、町民負担の公平性、財政の健全性を確保します。

2 補助金の整理合理化

団体等への補助金については、今後も行政の責任分野、経費負担のあり方、その効果等を十分に精査します。また、要綱等による交付目的の明確化、交付基準のさらなる適正化を図り、補助金の固定化と既得権化を抑制します。

- ① 補助金について、当初の目的を達成したものや必要性が低下したものなど、廃止、縮減、統合等の整理合理化を行います。
- ② 新規の補助金については、原則としてサンセット方式（※注4）を導入し、適正かつ効果的な執行を図ります。

（※注4）サンセット方式とは

一定の期間または定期的に対象事業の見直しを行い、継続の必要性が確認されない限り、その補助金等を廃止すること。

3 投資的経費の見直し

公共事業などの投資的経費については、事業効果を十分に考慮しつつ、事業内容の精査、事業費の圧縮、実施時期、PFI（※注5）を含めた民間活力利用などの検討を行います。

（※注5）PFIとは

公共が直接施設を整備せずに民間資金を利用して民間に施設整備と公共サービスの提供をゆだねる手法。

4 公共工事のコスト縮減等

公共工事については、今後も引き続き効率的な実施とコスト縮減に取り組みます。また、工事実施に係る

入札や契約については、情報公開をはじめとする適正化に資する取組を進めます。

5 公共施設の設置および管理運営

既存の公共施設については、町民がより快適な環境で利用できるよう、「浜中町公共施設等総合管理計画」をはじめ、各種個別施設計画に基づいた維持管理に努めます。また、効率化を図る観点から施設に対する需要分析等も行いながら、適正管理に努めます。

公共施設等の建設等にあつては、既存施設の有効活用を推進し、施設の機能や役割、運営方法、利用見込、維持管理経費等を多角的に検証します。

また、現在直営で管理運営をしている施設を含め、指定管理者制度等の導入を検討していくこととします。

6 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織

少子・高齢化等の進展による人口減少、地方分権の推進などによって新たな行政課題を抱える中、多様な住民ニーズに対応するためには、より横断的で機動性に富んだ柔軟な組織機構を構築する必要があります。

また、厳しい財政状況下において職員を増員することは困難であり、限られた人員で住民ニーズにこたへていくためには、職員個々の職務と職責が明確化され、住民にわかりやすく、簡素で効率的な組織を形成しなければならないことから、次の点に取り組むものとします。

1 効率的な行政システムの構築

政策・施策・事務・事業について、PDCAサイクル（※注6）により正当性と妥当性の検証を行うことにより、事務事業等の再編・統合などを随時実施し、それに合わせて組織編成への見直しを検討します。

（※注6）PDCAサイクルとは

事業管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことにより、業務を継続的に改善する。

2 簡素で迅速に対応できる組織体制の確立

災害発生時や選挙事務、イベント開催時など、一時的に人員を投入することが必要な場合、柔軟な対応ができる横断的かつ機動性に富んだ組織体制を構築します。

3 職員の業務執行能力の向上

地方分権社会の進展や複雑化、多様化する住民ニーズに対応するため、行政の担う業務はますます増加していることから、職員の政策形成能力や自治能力の向上に努めます。

また、組織の横断的な総合調整機能や戦略的な政策決定機能をさらに強化し、新たな課題に的確かつ機敏に対応できるよう、引き続き組織機構の見直しを図ります。

7 公正の確保と透明性の向上

地方分権の推進にあつては、個性豊かな地域社会の形成に向けて、行政における公平性と透明性を確保しつつ、住民参加の拡充がより一層求められます。この

ため、情報公開等を推進することにより、十分に住民への説明責任を果たし、公正で透明な行政運営に努めます。

1 より開かれた行政の推進

広報誌やホームページ、防災行政無線などの情報発信手段を最大限に活用し、タイムリーできめ細かな行政情報の発信に努めます。

また、各懇談会等の開催、町民からの意見集約など、広聴活動を充実させるとともに、浜中町情報公開条例に基づき、公正かつ公平で透明性のある情報公開に努め、行政運営の説明責任を明らかにし、町民が行政活動を評価できる仕組みづくりを整えます。

さらに、行政に寄せられる地域要望等を随時受け入れられる体制づくりを構築するとともに、各部署が連携し、課題解決に向けた適切な対応に努めます。

8 災害に強いまちづくりの推進

さまざまなハード事業を実施しても、いつ起こるか分からない自然災害の全てを防ぐことは不可能であることから、被害を最小限に食い止めるという減災の視点に立ち、「浜中町地域防災計画」に基づき、ソフト事業を継続的に実施することで災害に強いまちづくりの推進を図ります。

1 地震津波に対する取組

地域住民と役場職員が合同で、避難所の運営方法について学ぶ、避難所運営研修会を実施します。

また、沿岸部の住民を対象とした津波防災避難訓練では、一部の指定避難所で車避難時におけるルールを設け、円滑な避難に向けた取組を考案するなど、住民の防災意識向上を図るための対策を実施します。

2 その他自然災害に対する取組

地球温暖化の影響と考えられている気候変動により、近年各地で局地的な豪雨被害や、発達した低気圧による被害も多発しています。このような水害への対応として、釧路川外減災対策協議会での1、2級河川への取組を基にノコベリバツ川水害対策を行います。

また、新規採用職員や中堅職員を対象とした水防訓練等を実施し、職員技能の向上と地域防災力の向上を図ります。

第8次浜中町行政改革大綱は、浜中町ホームページにも掲載しておりますのでご覧ください。

●お問い合わせ先

役場総務課総務係 ☎62-2125

第8次浜中町行政改革大綱実施計画 (平成30年度から32年度)

◎実施時期

○計画検討時期

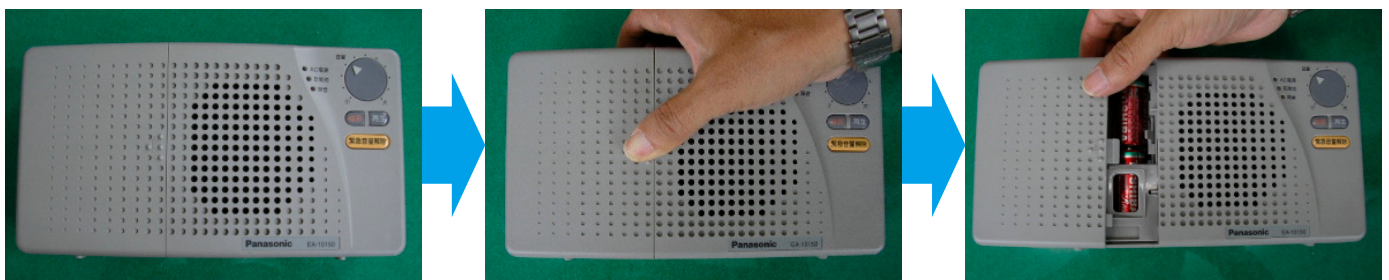
重点項目	方策の概要	実施期間		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
事務事業の見直し (再編・整理・合理化)	<p>平成26年度をもって計画期間が終了となった「浜中町財政再建プラン」における事務事業評価を継承しつつ、財政再建をさらに押し進め、今後においても長期的な視点のもと自主性・自立性の高い健全な財政運営を図るため、次の4点を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○既存事業の見直し ○新規事業の取組 ○経常経費削減の徹底 ○経常業務の合理化促進 	◎	◎	◎
民間委託の推進と 指定管理者制度の 活用	<p>行政が実施するよりも効果的、効率的に目標を達成でき、住民サービスの向上が見込まれる事務事業を明確にし、民間委託を推進する。また、施設が災害時においては、避難施設になることも念頭に置き、災害時の対応と住民サービスの向上、施設管理経費の節減などを十分に考慮しながら、指定管理者制度の導入を検討する。</p>	◎	◎	◎
地方公営企業の 将来に向けた 効率的な事業運営 の推進	<p>地方公営企業の自立性強化と経営安定化のため、浜中町水道事業経営戦略および浜中町下水道事業経営戦略に基づき、効率的な事業展開を図る。また、漏水調査等の実施を積極的に行うなど、給水原価および汚水処理原価の抑制を図る。</p>	◎	◎	◎
地域等との連携、 町民との協働に よるまちづくり	<p>本町も少子高齢化に伴う人口減少の進展が喫緊の大きな課題である中、地域課題に適切に対応するため、町内の自治会・町内会、NPOなど、関係機関・団体と密接に連携を図った行政運営を進める。本町のまちづくりを進めるにあたっては、これまでと同様、町民と行政による協働を基本とする。特に、今後実施される町の最上位計画である第6期総合計画をはじめ、その他諸計画等の策定・推進にあたっては、積極的な町民参加をもとに、時機に応じた行政施策の展開を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○協働によるまちづくりの体制づくり ○町民参加の推進 ○町民分権の推進 	◎	◎	◎
出先機関等の検証	<p>浜中支所および茶内支所については、住民の利便性の確保と施設維持管理など現状における検証を行う。また、組織体制および業務の効率化の推進を図る方策として、各種証明書のコンビニ交付、業務委託等について、費用負担の課題も含め調査・検討する。特に浜中支所については、出張所化等も含め適切な人員配置と業務対応について、調査・検討する必要がある。いずれ各支所の今後の果たすべき役割について、地域住民の利便性に考慮した行政サービスの提供に取り組む。保育所については、保護者や地域と協議しながら今後の適正配置に努める。</p>	○	○	○
統合後校舎の 利活用	<p>学校の統合により空き校舎が増加しているが、空き校舎の利活用については、町の財政負担とならないよう、施設の安全性や利便性、さらには補修を含む維持管理コストを考慮し、町ホームページ上で公表しながら有効活用が図られるよう事業者等を募集し、利活用の方法を検討する。</p>	◎	◎	◎
住民福祉への対応	<p>急速な高齢化に伴い、生活に欠かせないバス路線の維持は必要不可欠であることから、今後もバス路線の維持対策を積極的に進める。また、災害時における要援護者の避難対策について、それぞれの地域と協議しながら検討を進める。</p>	◎	◎	◎

重点項目	方策の概要	実施期間		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
定員管理および給与制度の見直し	<p>業務量に応じた適正な人員配置を行い、新たな行政ニーズに対応できるよう職員の定員管理を推進するとともに、給与体系等が職員の業務遂行能力の向上と資質改善に寄与するものとなるよう、給与制度と一体性のある新たな人事評価制度の確立を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○組織機構の簡素合理化の検討 ○必要最低限の職員数確保や職員の業務遂行能力の向上、資質改善 	◎	◎	◎
人材育成の推進	<p>多様な研修機会の提供や研修レベルの向上を図り、政策形成能力や創造的能力、法務能力等の向上に努め、地方自治の新時代を担い得る適切な人材育成に向けた施策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自己啓発への支援 ○職員の意識改革の推進 ○職場研修の充実 ○男女雇用機会均等の推進 ○就業経験者等、多様な人材の確保 ○退職者の知識、経験を活かすことのできる再任用制度の運用 	◎	◎	◎
電子自治体の推進	<p>住民サービスの向上のための電子自治体の推進については、北海道自治体情報システム協議会および北海道電子自治体運営協議会（HARP協議会）等とのさらなる連携を図りながら、計画的な事務事業のシステム化、ネットワーク化、行政手続きのオンライン化、共同アウトソーシング等の推進を図る。また、すでに導入されている住民基本台帳ネットワークシステム、公的個人認証サービス、総合行政ネットワークシステムなどの利活用に積極的に取り組む。</p>	◎	◎	◎
自主性・自立性の高い財政運営の確保	<p>限られた財源を有効に活用し、新たな行政ニーズに的確に対応していくため、行政関与の必要性、受益と負担の公平性の確保、行政効率、効果等を十分に検討する。</p> <p>その上で経常経費等の縮減、事務事業の見直しを行いながら、健全な財政運営の確保に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自主財源の確保の取組 ○税外収入の確保 ○適正な補助金執行 ○公共事業の投資的経費の精査 ○公共工事の情報公開等による適正化 ○公共施設の建設等の検討および計画的な維持管理 	◎	◎	◎
行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織	<p>限られた人材で住民ニーズに対応するためには、職員個々の職務と職責が明確化され、意思形成過程が住民にわかりやすい簡素で効率的な組織を形成しなければならないことから、効率的、機動的な組織機構を目指して、引き続き抜本的な見直しを図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事務事業等の再編・統合 ○臨機応変に対応できる組織体制の構築 ○職員の政策形成能力および自治能力の向上 	◎	◎	◎
公正の確保と透明性の向上	<p>町民にとって信頼かつ透明性のある開かれた行政を推進するにあたり、適切な広報活動による情報発信、公正な情報公開を推進する。</p> <p>また、重要施策等を展開する場合などにおいては、地域との懇談会等を開催することにより、行政に対する町民からの意見・提言を十分に考慮する。</p> <p>自治会・町内会等から寄せられる地域要望については、常時受け入れられる体制を構築し、部署間連携のもと、適切な対応に努める。</p>	◎	◎	◎
災害に強いまちづくりの推進	<p>さまざまなハード事業を実施しても、いつ起こるか分からない自然災害の全てを防ぐことは不可能であることから、被害を最小限に食い止めるという減災の視点に立ち、「浜中町地域防災計画」に基づき、ソフト事業を継続的に実施することで災害に強いまちづくりを推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○津波防災訓練等による防災意識の向上 ○自然災害へのさらなる対策強化 	◎	◎	◎

防災行政無線戸別受信機の取り扱いについて

皆様のご家庭や事業所などに設置されている「防災行政無線戸別受信機」は、停電時や緊急時等に屋外に持ち出して使用できるよう乾電池が入っています。（通常時は100ボルトの家庭用電源で作動しています。）乾電池が切れていると万一の場合使用することができませんので、年に一度は乾電池の交換をお願いします。（電池代は個人負担でお願いします。）

……横開きの防災行政無線戸別受信機の電池交換方法……



- ① 防災行政無線戸別受信機を壁などからはずす。
- ② 表側の真ん中を軽く親指で押しながら、ふたを横にスライドさせる。
- ③ 受信機の中にある古い乾電池をはずし、新しい単2の乾電池を4本入れる。

……下開きの防災行政無線戸別受信機の電池交換方法……



- ① 防災行政無線戸別受信機を壁などからはずす。
- ② 表側の真ん中を軽く親指で押しながら、ふたを下にスライドさせる。
- ③ 受信機の中にある古い乾電池をはずし、新しい乾電池を2本入れる。
（単1、単2、単3電池のいずれでも使用できます。）

防災行政無線戸別受信機は無料で設置していますが1台あたり5万円ほどの費用がかかっています。購入には皆さんの税金が使われていますので大切に扱ってください。その他、防災行政無線が聞こえない、使用しなくなった、新たに必要になったなどの場合は、下記担当係までご連絡ください。

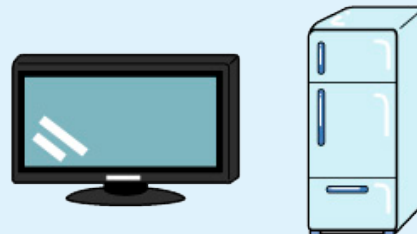
●問い合わせ先 役場防災対策室防災係 ☎62-2138

ごみ博士からのお知らせ！



●今回の分別ポイントは「家電製品4品目」じゃ！

みんな、家電製品4品目が処分場で受け取りできないのは知っておるじゃろうか。それは処分場じゃリサイクルできないからなんじゃ。



家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）という法律があるのじゃが、これは資源として有効利用可能な家電の再資源化を促進するためにできた法律じゃ。家電リサイクル法の対象となる4品目は、「エアコン」「テレビ」「冷蔵庫・冷凍庫」「洗濯機・衣類乾燥機」となるぞ。だから、これらの製品を排出する場合には、下記内容を確認し、必ず適切な方法で処理を依頼してくれよ。

- ① 過去に町内の小売店より購入したもの ➔ 過去に購入した町内の小売店へ
- ② 町内の販売店からの買換えで不要となったもの ➔ 新しく購入した町内の小売店へ
- ③ 過去に町内の小売店以外から購入したもの ➔ (有)中原電器商会へ
- ④ 町外小売店からの買換えで不要となったもの ➔ 購入先の町外小売店または(有)中原電器商会へ

☆平成30年10月より浜中町の廃家電排出者負担料金が一部変更になります。

(有)中原電器商会（☎65-2462）に家電製品の引き取りを依頼する場合、受付手数料・運搬料金とは別に、引き取り先までの距離および引き取りする家電の種類によって、料金が1,080円～3,240円（税込）かかります。また、回収する家電を追加した場合、1点あたり540円（税込）かかります。

詳しくは、(有)中原電器商会へ家電製品引き取りにかかる料金をご確認願います。

面倒なことでも、小さなことからコツコツと！

それがごみ分別マスターへの一番の近道じゃ！！

9月24日から30日は結核予防週間 ～長引くせき、微熱に注意！～

結核は、人から人へと空気を介してうつる病気です。過去の病気と思われがちですが、現在でも日本では、1日約50人が発病しています。しかし、早期に発見して治療を開始することで治すことができ、周囲にうつす可能性も低くなります。

症状は風邪と似ていますが、2週間以上せきが続く、タンが出る、体がだるい、微熱が続くといった症状がある場合は、早めに医療機関を受診しましょう。

小児では症状が現れにくく、^{じゅうとく}重篤な状態になりやすいため、遅くとも1歳までにBCGの予防接種をしておきましょう。

税務課からのお知らせ

問い合わせ先
役場税務課収納係
☎62-2174

固定資産税（第3期）、国民健康保険税（第3期）の納期限のお知らせ

10月1日(月)は、固定資産税（第3期）、国民健康保険税（第3期）の納期限です。口座振替を申し込まれている方は、前日までに残高の確認をお願いします。

夜間納税相談窓口

役場開庁時間に納税相談ができない方のために、毎月、夜間納税相談窓口を開設します。

- 開設日 9月28日(金)
- 時間 19時まで
- 場所 役場税務課収納係



納税は口座振替で

納税には、簡単で便利な口座振替（自動払込）をご利用ください。手続きは町内の各金融機関で行うことができます。

詳しくは上記までお問い合わせください。



納期が既に経過しています！

- 軽自動車税 (全期)
- 町道民税 (第1期～第2期)
- 固定資産税 (第1期～第2期)
- 国民健康保険税 (第1期～第2期)

納期限を過ぎた税は『**滞納**』扱いとなります。

未納者に対して納付の催告(督促)書を送付し、職場調査や預貯金調査等を行う場合があります。

地場産品クッキング

「きのことかぼちゃのミルクスープ」

【材料：4人分】

- ☆エリンギ…………… 1パック
- ☆まいたけ…………… 1パック
- ☆しめじ…………… 1パック
- ☆玉ねぎ…………… 1個
- ☆かぼちゃ…………… 160g
- ☆牛乳…………… 600ml
- ☆オリーブオイル… 小さじ2杯
- A 〔 顆粒コンソメの素… 小さじ1杯
 薄力粉…………… 小さじ2杯 〕

【1人分の栄養素】

エネルギー 194kcal
カルシウム 182mg
食塩相当量 0.4g

健康のために
1日1杯の牛乳を
飲みましょう

今月の食材は「牛乳」です。

牛乳はカルシウムが豊富な食品です。骨疾患予防の他に、高血圧や動脈硬化の予防も担ってくれます。

【作り方】

- ①エリンギ・まいたけ・しめじを食べやすい大きさにする。玉ねぎとかぼちゃは1cm程度の角切りにする。
- ②Aをボウルに入れ、牛乳を少しずつ加えてAをのばす。(※ダマにならないように注意)
- ③鍋でオリーブオイルを温め、きのこ・野菜を炒める。
- ④しんなりしたら牛乳と②を入れて煮る。きのこ・野菜が柔らかくなったら完成。

高齢者見守りネットワーク

気づいて見守るまちづくり ～展開中～

高齢者見守りネットワークは、高齢者が安心して暮らし続けられるよう、地域のすべての人たちが、さりげなく見守り支え合うシステムです。「きざし」「気づき」「さりげない見守り」「連絡」の「き・き・さ・れ（危機され）」を合言葉に、地域全体で高齢者を見守りましょう。

近隣や知り合いの高齢者にご配慮いただき、心配な出来事等がありましたら地域包括支援センターへご連絡ください。

～見守りのポイント例～



●認知症の人と家族を支えましょう！

- ・最近、物忘れがひどくなった
- ・認知症の高齢者を介護しているが、不安を抱えていたり疲れがたまっていたりする
- ・認知症がひどくならないようにしたい



●「孤独死」を防止しましょう！

- ・最近、姿を見かけない
- ・洗濯物が取り込まれない
- ・暗くなっても電気つかない、または、つけっぱなしになっている
- ・郵便物がたまっている



●高齢者虐待の早期発見を！

- ・最近、怒鳴り声がよく聞こえる
- ・あざや傷があるのに理由がはっきりしない
- ・食事が与えられていない
- ・世話をされていない



●消費者被害にご用心！

- ・見かけない人が出入りしている
- ・健康食品などが必要以上にある
- ・最近、お金の困っている
- ・訪問や電話におびえている

認知症の人と 家族を地域で 支えよう

浜中町人口ビジョンでは、平成42年には高齢化率は37.7%となり、町民の4割近くの方が高齢者になると推測されており、見守りが必要な高齢者の増加が予想されます。

1人暮らしの方が認知症になった場合、気づかれずに生活が困難となり、症状を悪化させてしまう心配があります。「季節に合わない服を着ている」「服が汚れていて、お風呂に入っている様子がない」など周囲の気づきが必要です。

認知症高齢者等SOSネットワーク

登録を希望される方・ご家族は地域包括支援センターにご連絡ください。

認知症の高齢者等が徘徊により行方不明になった場合に、地域の支援を得て早期に発見するためのネットワークです。徘徊の恐れのある高齢者等の名前や特徴などを町に登録していただくと、例えば行方不明になった場合には、関係機関の協力のもと捜索活動を行います。

「何か変だな?」「おかしいな?」と感じたら

浜中町地域包括支援センター(☎62-2194)へ

農地転用許可制度について

農地転用とは、現在使用している農地を農地以外のものにするのですが、日本は国土が狭く、人口が多いことから、農業に限らず、土地利用について

種々の競合が生じています。このような中、農地については、食料の安定供給の基盤である優良農地の確保と計画的な土地利用を推進するため、農地転用について厳しい規制が設けられています。

農地転用の手続きは2通りあり、申請者と土地所有者が同一の場合は農地法第4条、申請者が所有者から土地を買う・借りるなどして転用する場合は農地法第5条の手続きとなります。

手続きの流れは、①申請書受付、②現地調査、③総会で審議、④北海道農業会議への意見聴取、⑤北海道知事に進達、⑥許可決定、⑦許可書の交付となっており、申請から許可書の交付までにおおむね3ヵ月を要します。また、工事の着工は許可書の交付後となりますので、農地転用を予定する場合には必ず守ってください。万が一、許可を受けずに転用した場合や、計画どおりに転用していない場合には、農地法に違反することになり工事の中止や原状回復等の命令などもありますので、十分ご注意ください。

農地の転用を予定する場合には、あらかじめ農業委員会にご相談ください。

農業委員会情報

VOL.39

【編集】浜中町農業委員会 農政部会

農業委員会総会の報告

第11回総会（平成30年5月28日開催）

付議議件

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第2号 農地法第4条の規定による許可申請に伴う指令書の交付について
報告第3号 農地法第18条の規定による合意解約について
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画作成要請について
議案第4号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
議案第5号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

第12回総会（平成30年6月29日開催）

付議議件

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第2号 農地法第4条の規定による許可申請に伴う指令書の交付について
報告第3号 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について
議案第1号 土地の現況証明願について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について
議案第5号 農用地利用集積計画作成要請について

第13回総会（平成30年7月31日開催）

付議議件

- 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について
議案第3号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
議案第4号 浜中町農業振興地域整備計画の変更について

（農業委員会総会は傍聴することができます。）

農家のための農業者年金

●農家の方なら加入できます

農業者年金は、①年間60日以上農業に従事、②60歳未満、③国民年金の第1号被保険者、この方ならどなたでも加入できます。

●積立方式の確定拠出型

納めた保険料とその運用益を合わせた額が将来受け取る年金額となります。

●保険料の国庫補助

一定の要件を満たす農業の担い手の方には、最高1万円の国庫補助制度があります。

●保険料はいつでも変更可能

通常加入の月額保険料は、2万円から6万7千円まで千円単位で自由に選べます。その時の経営状況や老後設計に応じて保険料を変更したり、翌年分を一括支払うなど、いつでも見直しが可能です。

●税制面での優遇措置

支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となり、節税効果が期待できます。

●終身年金で80歳までの保証付き

年金は生涯支給され、仮に80歳前に亡くなっても、80歳までに受け取れるはずであった年金が遺族に支給されます。

農家の皆さん、農業者年金に加入しませんか？

農業委員会への質問やご相談は、下記または地域の農業委員まで

浜中町農業委員会事務局

☎62-2196・2129

* 次回は12月号に掲載予定です

介護保険制度における住所地特例の仕組み

介護保険制度では、他市町村の介護保険施設等へ入所・入居して施設に住所変更した場合、元の住所地の市町村が保険者となります。この場合、介護保険料の賦課や保険給付は、元の市町村が行います。この制度は、施設がある市町村の財政負担を防ぐために設けられた仕組みです。

①対象施設

- ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設
- ・有料老人ホーム(介護付き有料老人ホーム、住宅型有料老人ホーム)
- ・軽費老人ホーム(ケアハウス) ・養護老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅

②保険者のイメージ

例 1



- 転出先がA市の自宅の場合、保険者は「A市」。
- 上記①の対象施設への入所のために転出した場合、保険者は「浜中町」。

例 2



- 転出先がA市およびB市の自宅の場合、保険者は「B市」。
- A市の上記①の対象施設へ転出後、B市の自宅へ転出した場合、保険者は「B市」。
- A市の自宅へ転出後、B市の上記①の対象施設へ入所するために転出した場合、保険者は「A市」。
- A市の上記①の対象施設へ入所するため転出した後、さらにB市の上記①の対象施設へ入所するため転出した場合、保険者は「浜中町」。

●問い合わせ先 役場福祉保健課介護保険係 ☎62-2319



みるこんからのお知らせ

9・10月は
北海道がん征圧・がん検診受診促進月間です

がん検診は、がんを“初期”の段階で見つけられるため、早期発見・早期治療につなげることができます。町では、がん検診の受診率向上を目指し、特定の年齢の方々へがん検診が無料で受けられる「無料クーポン券」を配布していますので、対象の方はぜひご活用ください。

がん検診	対象年齢（昨年度の年齢）
乳がん	40歳の女性
子宮がん	20歳の女性

※対象の方には、春に無料クーポン券を郵送しています。
詳しくはそちらをご覧ください。

無料クーポン券の使用期限 平成31年1月31日

この記事に関する質問やご相談は… 役場福祉保健課健康推進係 ☎62-2307

浜中診療所からのお知らせ

【内科医師派遣診療について】

9・10月の北大第二内科医師の診療日をお知らせします。

○9月7日(金)～8日(土) ○9月21日(金)～24日(月)

○10月5日(金)～6日(土) ○10月19日(金)～22日(月) ○10月26日(金)～28日(日)

※上記期間中は、夜間・休日の急な体調不良や子どもの発熱など症状に応じて対応しますが、来院される前に必ず電話連絡をお願いします。

なお、毎週金曜日は、18時まで（各種予防接種は17時30分まで）診療を行っています。

【整形外科診療のお知らせ】

医療法人東北海道病院の医師による整形外科診療を行います。腰痛、肩痛、股関節痛などにより受診を希望される方は、予約が必要となりますので上記までお申し込みください。

なお、整形外科外来の診療日は、午後からの健康診断および各種予防接種は行いませんので、あらかじめご了承ください。

○診療予定日 9月13日(木)・10月11日(木) ○診療時間 14時～

※上記の各診療日の翌日から、次の診療日の予約を受け付けます。

※医師の都合により、診療日が変更になる場合があります。

問い合わせ先
町立浜中診療所
☎62-2233

We have
a
Dream!

霧多布湿原センター通信

Kiritappu Wetland Center

活動報告

きりたっぷ子ども自然クラブ「廃校キャンプ2018」

7月31日から8月2日までの3日間、旧姉別小学校にてキャンプを実施しました。今年は、町内の写真家大坪俊裕氏を講師に、浜中町内のさまざまな場所で一眼レフカメラを使って写真を撮影しました。参加した子どもたちからは「一眼レフカメラの使い方が分かって良かった」「来年のキャンプも今から楽しみ」などの声が聞かれました。



ヨコハマタイヤボランティア作業

7月14日に、株式会社ヨコハマタイヤジャパンから28名のボランティアの皆さんが散策路・野鳥観察小屋の整備作業に協力してくださいました。皆さんの



息の合った作業により、2時間ほどで予定していた整備を全て終わることができました。作業にご協力いただいた皆さん、本当にありがとうございました！

お知らせ

きりたっぷ子ども自然クラブ「秋の写真教室！」

10月の子どもクラブは、秋の森に出かけて一眼レフカメラで紅葉や木の実などの写真を撮ります。保護者の方の見学も可能ですので、ご家族でのご参加もお待ちしています。

日時：10月7日(日) 9時30分～14時30分

集合・解散場所：霧多布湿原センター

対象・定員：小学生20名

参加費：500円

申込開始日：9月17日(月) 9時～

●予約・問い合わせ先

霧多布湿原センター ☎65-2779

URL <http://www.kiritappu.or.jp/center/>

秋の全国交通安全運動の実施

運動期間 9月21日(金)～30日(金)の10日間 (9月30日は交通事故死ゼロを目指す日です。)

「ム」チャするな (>_<) 「ジ」カンにゆとり (^_^)v 「コ」コロの余裕 (*^_^*) **無事故!**

ドライバーの皆さんへ

- 歩行者や自転車の見落としや発見遅れの事故を防ぐため、対向車がない時はライトをハイビームに切り替えましょう。
- 運転をする前に、同乗者全員がシートベルトとチャイルドシート等の着用確認をしましょう。

歩行者の皆さんへ

- 横断する前に、左右をよく確認しましょう。
- 外出する時は、明るい服装や反射材を身に付けましょう。

"我(われ)"の車に注意しましょう

皆さん、何の意味が分かりますか？

ナンバープレートに「わ」「れ」が入っていたら、その車はレンタカーです。

霧多布岬にキャンプ場、アゼチ岬、霧多布岬などの景勝地を有する浜中町にはこの時期、道内外から多くの観光客が訪れます。これらの人たちは、地理不案内だったり目的地を探しながら運転するため、車の速度が安定せず、中には急ブレーキをかける人もいます。

事故に巻き込まれないよう、車間距離を十分にとって注意しましょう。

琵琶瀬展望台で観光客に安全運転を呼びかけました。写真中央は茶内駐在所の鈴木部長です。これからたびたび登場しますのでよろしくね♪



霧多布駐在所日記

(霧多布駐在所 高橋・土井)

今回は、霧多布駐在所連絡協議会委員、交通安全指導員などの役職につき、長く交通安全啓発活動等に協力いただいている本間光夫氏を訪ね、昆布漁の様子取材してきました。

本間氏は約半世紀におよぶベテラン漁師であり、朝早く漁に出て採れた大量の重い昆布をていねいに並べて天日で乾かし、乾燥した昆布は一本一本手に取って、色や幅などを瞬時に見極め選別するという根気のいる重労働が続きます。浜中町は全国でも有数の天然昆布の生産を誇りますが、このように海のミネラルと太陽のエネルギー、生産者の手間が加わり最高においしい昆布ができてくるのです。



大漁だぞ。本間光夫氏(写真左)



笑顔で選別作業をする本間夫人

7 Hamanaka Photo News

12 茶内・霧多布幼年消防クラブ放水体験

7月12日に茶内保育所で、また、7月26日には霧多布保育所で幼年消防クラブの放水体験が行われました。

放水体験行事は、標的を火点と見立て実際に水を出して火を消す大変さ、難しさをクラブ員たちに身を持って感じてもらうために行われています。クラブ員は4人1組で指揮者、1番員、2番員、機関員に別れ、指揮者の号令のもと素早く放水を行いました。ぶかぶかの防火衣を着て一生懸命走る姿に、保護者から大きな声援が送られました。



7 Hamanaka Photo News

20 いじめについて考える ～霧多布中学校人権教室～

7月20日、霧多布中学校で釧路人権擁護委員協議会主催による人権教室が行われました。

講師の宇野健二人権擁護委員からの人権についてのお話の後、グループごとにいじめをなくすために必要なことを話し合いました。

グループでは、たくさんの意見を3つにまとめ、短冊に書いて発表しました。短冊の発表では、「話を聞く、相談に乗ること」が必要という意見が多かったようです。

生徒たちは、グループワークや皆の発表などの後、この授業を振り返り、「いじめはあってはならない」「いじめの防止策、対応策が大事。思いやりを持って平等に」などの意見を発表しました。



7 Hamanaka Photo News

30 浜中漁協・散布漁協より地場産海産物をいただきました

7月30日、浜中漁業協同組合（山崎貞夫代表理事組合長）と散布漁業協同組合（秋森新二代表理事組合長）より、町へ地場産海産物の贈呈が行われました。

浜中漁協からは、棹前昆布20キロ、ホッキ貝(ボイル)10キロ、秋鮭フィレ30枚、散布漁協からは、棹前昆布20キロ、秋鮭フィレ30枚が無償提供されることになり、今後、学校給食の食材として町内の児童生徒に提供されます。

この取組は、今年で4年目となり、「昆布たっぷり塩ラーメン」など、趣向を凝らしたメニューが児童・生徒・先生からも好評でした。今年からは新たに霧多布高等学校にも給食が提供されており、霧高生からも楽しみだという声を聞いています。

このたびの取組に対し、心より感謝申し上げます。



7 Hamanaka Photo News

20 浜中消防団が北海道消防操法訓練大会に出場！



7月20日、平成30年度北海道消防操法訓練大会が北海道消防学校（江別市）において開催され、浜中消防団が釧路地方支部を代表し出場しました。

浜中消防団としては平成16年以来、14年ぶりの出場となり、道内の地方支部から選出された13の消防団で操法の正確性、迅速性が競われました。

浜中消防団は、入賞に至らず悔しい思いが残りましたが、俊敏な行動と士気高いチームワークを発揮しました。



出場選手

指揮者	安住 貴志
1番員	永井翔太郎
2番員	藤田 景太
3番員	野崎 航
4番員	二俣 太一
補助員	飯島 京介

●浜中消防団では、**消防団員を募集**しています。

興味のある方は浜中消防署（62-2150）までお問い合わせください。

トピックスの記事の多くは、浜中町ホームページの「デジカメスケッチ」にも掲載されています。写真も本誌よりたくさん掲載していますので、併せてご覧ください。

防衛医大医学科学生・防衛医大看護学科学生・ 防衛大学生（前期）を募集します

平成31年4月採用の「自衛隊各種学生」の募集受付が、平成30年9月5日(水)から開始されます。受験を希望される方は、下記をご確認の上、期日までにお申し込みください。

種目	資格	受付期間	試験日	試験場所
防衛医科大学校 医学科学生	高卒 (見込み含む) 21歳未満の者	9月5日(水) ～ 9月28日(金)	10月27日(土) 10月28日(日)	自衛隊帯広地方協力本部 釧路出張所会議室または 陸上自衛隊釧路駐屯地 ※受験人数により変更の 場合があります。
防衛医科大学校 看護学科学生			10月20日(土)	
防衛大学校 学生（一般）			11月3日(土) 11月4日(日)	

●問い合わせ先

役場総務課総務係

☎62-2125

自衛隊帯広地方協力本部釧路出張所

☎0154-22-1053

ギャンブル依存症講演会のお知らせ

ギャンブル依存症は、本人や家族の日常生活および社会生活にさまざまな問題を生じさせ、重大な社会問題となっています。

釧路保健所ではギャンブル依存症講演会を開催します。事前申し込みの上、ご参加ください。

日時 9月27日(木) 13時30分～16時（13時から受付）

場所 釧路市中央図書館7階多目的ホール（釧路市北大通10丁目2番1号）

講演内容 「ギャンブル依存症の理解と対応について」

学校法人北星学園大学 社会福祉学部教授 田辺 等 氏

申込締切 平成30年9月14日(金)

申し込みおよび問い合わせ先 釧路保健所健康支援係 ☎0154-65-5825

申し込み多数の場合は、参加人数を制限する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※駐車場の台数についても制限がありますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。

第28回「公証週間」電話相談のご案内

10月1日から7日までは公証週間です。

日本公証人連合会本部では、同期間中、電話相談を実施します。

【日本公証人連合会本部 公証週間の電話相談】

日時 10月1日(月)～7日(日) 9時30分～正午 / 13時～16時30分

内容 遺言、任意後見契約など公証事務全般

●相談電話番号 日本公証人連合会本部

☎03-3502-8239

高速道路親子現場見学会 参加者募集のお知らせ

- 日 時** 9月22日(土) 13時～17時
(暴風雨など荒天の場合は中止)
- 見学場所** 北海道横断自動車道(阿寒IC～釧路西IC間) 建設工事現場、釧路東IC管理ステーションなど
- 集合場所** 釧路地方合同庁舎正面
(合同庁舎の駐車場利用可)
- 内 容** 工事現場、建設作業車両の見学など
- 交通手段** 集合後、バスでの移動となります
- 対 象** 釧路管内在住の小学生とその保護者
定員 親子20組40名程度(先着順)
- 参 加 料** 無料
- 申込方法** 電話受付 (9時～17時)
定員になり次第申し込みを終了させていただきます。
- 申込期間** 9月3日(月)～9月7日(金)

●申し込み・問い合わせ先

釧路市役所道路河川課 ☎0154-31-4599

釧路短期大学より 受講生等の募集のお知らせ

釧路短期大学では、下記の受講生等を募集しております。

平成30年度後期科目等履修生・聴講生

本学の科目を社会人の方に開放しています。単位取得や条件により免許・資格取得も可能です。

「幼稚園教諭免許取得特例講座」受講生

保育士資格を持っていて幼稚園教諭免許を持っていない方が対象です。

募集締切 10月10日(水)まで

※受講条件等の詳細につきましては下記までお問い合わせください。

●問い合わせ先

釧路短期大学 ☎0154-68-5124

冬休み海外研修交流事業 参加者を募集します

公益財団法人・国際青少年研修協会では、冬休み海外研修交流事業の参加者を募集しています。海外生活を通して交流を体験し、国際感覚を養うことを目的に実施します。

おひとりで参加される方や、初めて海外へ行かれる方が7割以上です。事前研修会では、仲間作りからサポートしますので、安心して参加できます。

コースによって異なりますが、内容はホームステイ・クリスマス体験・英語研修・文化交流・地域見学・野外活動など。オーストラリア・カナダ・サイパン・フィリピン・カンボジアで、12月23日(日)～平成31年1月4日(金)の内、6～10日間の日程で研修します。

対象は小学3年生～高校3年生です。

11月1日(木)まで受け付けます。

詳しくは下記までお問い合わせください。

●問い合わせ先

公益財団法人 国際青少年研修協会
☎03-6417-9721

特設人権相談所開設の お知らせ

人権擁護委員はいつでも地域住民からの相談に応じており、法務局では気軽に相談できる場所として常時人権相談所を開設しています。

町内でも下記のとおり特設人権相談所を開設します。相談は無料で相談内容の秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

日 時 9月5日(水) 13時30分～15時30分

場 所 浜中町総合文化センター

相談内容 民事問題や刑事問題、行政、労働、近隣関係、いじめや差別、嫌がらせ等の人権問題など

●問い合わせ先・申請場所

釧路地方法務局人権擁護課☎0154-31-5014



学校発信情報

「まなぶん」

このコーナーは、町内の小・中学校における特色ある教育活動や取り組みを紹介するコーナーです。

また、愛称の「まなぶん」は、「学ぶ」と地図記号で学校を表す「文」を合わせたものです。町内小学校5校・中学校4校を連載でご紹介しています。

《浜中小学校》 一夢を求め 人に学び 里に生きる一

浜中小学校のめざす子どもの姿は「夢を求め、人に学び、里に生きる」です。

夢…希望をもち、夢を求め、夢や希望の実現に向けて見通しをもち、自立できる人間になってほしい。

人…人と人のふれあいを大切にし、人間について理解を深め、自他共にたくましく心豊かに生きようとする人間になってほしい。

里…地域に学び、地域の素晴らしさを知り、ふるさとに自身と誇りをもち、幅広く社会のことを考えられる人間になってほしい。



これを受けて、総合的な学習の時間を「夢・人・里の時間」とし、年度末には1～6年生までが1年間の学習の成果を全校の前で発表しています。この時間は、地域の身近な自然や社会・文化にふれ、体験活動を通して問題解決を行います。今年度も「桜プロジェクト」と題し、桜公園をフィールドとして浜中地区の象徴である桜について学習を深めました。また、5・6年生は「チェリープラン21」の協力を得ながら毎年桜の植樹も行っています。地域の人と共に地域のことを知る学習を通して、ふるさと「はまなか」の良さを大切にする心を養っていきたいと思います。

学校データ

(7月1日現在)

校長	出口	靖志
教頭	大山	淳子
教員数		4名
養護教諭		1名
栄養教諭		1名
事務職員		1名
事務生		1名
児童数		29名
学級数		4学級

私たちの町の高等学校 霧多布高校通信

霧高祭・ワールドラーニング

7月14・15日に霧高祭が行われました。1日目の前夜祭のオープニング、クラス発表では、各クラスが工夫と練習を重ねた素晴らしい個性と団結力を見せました。また、全校焼肉の時間では、事前アンケートを実施したMiss・Mr霧高をはじめ、さまざまな部門の受賞者が発表され大盛況でした。

2日目の実行委員企画やバンド有志の発表、模擬店(1年生はポップコーンとアイスクリーム、2年生は焼きうどん、3年生は炒飯)では、来校された皆さまにもたくさん購入いただき早くに完売となりました。エンディングセレモニーでは、各部門の成績が発表され、3Aが優勝となりました。今年も多くの方々のご協力のもと、無事に終えることができました。ありがとうございました。

7月18・19日のワールドラーニングでは、12人の留学生が霧高生と一緒にさまざまな授業を受けました。中でもフードデザインの授業では「あんみつ」を作って日本の食文化に触れ、体育では「アルティメット」というスポーツを通して盛り上がりました。「もっと交流したいのに英語が出てこなくて悔しかった」と言う生徒も複数おり、霧高生にとっても大変良い時間になりました。



町民体育祭 一緒に爽やかな汗を流しませんか

第45回 町民マラソン大会

日 時	10月6日(土) 9時30分～		
会 場	浜中町総合グラウンド		
種 目	小学1～4年	2 km	
	小学5～6年	3 km	
	中学生女子・一般女子	3 km	
	中学生男子・一般男子	6 km	
申込締切	9月26日(水)		



申し込み・問い合わせ先

教育委員会生涯学習課スポーツ係
(総合体育館内) ☎ 62-3144
Fax 62-3145

少年少女国内派遣事業

～日本の首都で次代を担うリーダー研修～

7月30日から8月2日まで、浜中町少年少女国内派遣団が日本の首都・東京を中心に、研修を行ってきました。

この事業は、体力・健康状態が良好で、将来のリーダーとして活動に意欲のある小学5年生と・中学2年生16名が日本の首都を訪ね、郷土との地域差や大都会の文化などを体験するとともに、参加者との集団生活を通して自立心や協調性を学ぶことを目的とし、実施しています。

参加者は事前研修を行い、訪問する場所についてより深く理解が進むよう自分なりに調べ、準備万端で出発しました。

浜中町では体験する事のない連日の暑さ、大きなビルや駅などの建物、そこで大勢の人が行き来する混雑の中で切符を買ったり電車に乗ったりと、多くの参加者にとって初めての経験でした。またホテルをはじめ、公共の場所でのマナー、グループ行動や集団生活での気遣い、時には自分より相手を優先し人に譲る必要がある事など、大変多くのことを学んだ4日間でした。

将来の浜中町のリーダーとして一回り成長し、日焼けと友情と楽しい思い出とともに、全員元気に帰町しました。



毎月第3日曜日は 道民家庭の日

「道民家庭の日」は、家族そろって食事を共にする、職場の行事を控えるなど、家族団らんの機会を持ち、その絆を確かなものにする日として提唱されています。家庭は、みんなが楽しく暮らし、安心して過ごす「憩いの場」であり、「学びの場」、「明日への生きる力を生み出す場」でもあります。

北海道青少年育成協会では、毎月第3日曜日を「道民家庭の日」と定め、明るい家庭づくり運動を推進しています。

ホームページ <<http://www.ikuseikyo.jp/>>



学校教育からの情報コーナー

どさんこ☆浜中町子ども地区会議

～だれもが、安心して、楽しく生活できる学校をめざして～

平成30年7月27日に浜中町総合文化センターで「どさんこ☆浜中町子ども地区会議」が実施されました。この会議は、いじめのない学校づくりに向けた1学校1運動の取組について発表・交流するとともに、いじめの問題について協議することを通して、いじめの問題に対する児童生徒の主体的な取組を支援し、「いじめはしない、させない、ゆるさない」という意識を醸成・普及することを目的に、毎年実施されています。



今年度は、児童生徒会の役員を中心にした町内の高校生8名、中学生7名、小学生14名、教職員関係者26名が参加しました。

前半の取組交流では、発表当番校である霧多布小学校、茶内第一小学校、散布中学校、霧多布高等学校が発表を行い、1学校1運動の取組内容の交流をしました。

後半のグループ協議では、「『いじめは、どんな理由があっても、ゆるされない』ということについて、『分からない』『そうは思わない』と考える人がいるのは、なぜだろう?」という議題で熱心に話し合いました。そして、「いじめは絶対にゆるされないことである」という考えを学校全体で共有し、「いじめ」を根絶するために、児童会・生徒会としてできることを考えていきました。グループでの協議内容についても、発表し合い、交流しました。



会議全体の司会進行、グループ協議のリーダーとして、中心的な役割を務めた霧多布高等学校生の主体的な姿が大変素晴らしかったです。

「だれもが、安心して、楽しく生活できる学校」にするために、参加者一人ひとりが何を意識し、実行すべきかについて考えを深め、これからの児童会・生徒会活動のヒントを得る良い機会となりました。

学校ホームページ (HP) の作成を進めています

各学校と浜中町教育研究会ICT特別委員会が連携して、町内の小・中・高等学校のHP作成を進めています。各校の概要や教育活動の様子を広くお伝えできるよう内容を工夫し、浜中町のHPとリンクさせます。学校HPは10月開設の予定です。



新着図書案内



児童書



『ばけばけばけばけ ばけたくん かくれんぼの巻』

岩田 明子/文・絵

ばけたくんは、食いしん坊のおばけ。そしてなんとビックリ！食べたものに変身することが出来るおばけなのです!!

そんなばけたくん、今日は商店街でつまみ食い…。食べるとばける、ばけたくん。やっぱり変身しちゃいました！ばけたくん、どこにいるのかな～？

さまざまなお店の中に隠れているばけたくんを、探してみましょ!!

『ハーバリウムづくりの教科書』 平山 りえ/著

ハーバリウムとは、ビンの中に花と透明なオイルを入れて保存する、新しいフラワーアートです。もともとは花を保存するための【植物標本】という意味の言葉でしたが、今ではインテリアとして多くの人に楽しまれています。

本書では、ハーバリウムに適した花やオイルの扱い方などを、たくさんの写真で分かりやすく紹介しています。初めて作る方にもオススメの1冊です!



一般書

児童書



『忍者大図鑑 -人物・忍具・忍術-』 山田 雄司/監修 グラフィオ/編

歴史の表舞台には姿を見せず、水面下で厳しい任務を行ってきた忍者たち…。この本では、現在も残っている忍術書を参考に、実在した忍者たちの人物伝、忍具・忍術などを迫力たっぷりのイラストで紹介!

服部半蔵や石川五右衛門がどのような人生を送っていたのか、忍者たちの奇想天外な世界を楽しんでみてはいかがでしょうか?

『蕎麦、食べていけ!』 江上 剛/著

かつての賑わいをなくした温泉街。この地で育った勇太は、新たな祭りを開催して観光客を呼び込もうという地域活性化案を企画。その目玉として、地元高校生の蕎麦打ちサークルとのコラボイベントを提案していた。

そんな中、勇太の兄・勇之介が地元をリゾート地にする計画を考えてきて…。

「町おこし」がテーマの、痛快エンターテインメント小説です。



一般書

《その他の司書オススメ本》

● 児童書 ●

『どしゃぶり』 おーなり 由子/文 はた こうしろう/絵

『「ふつう」ってなんだ? -LGBTについて知る本-』 ReBit/監修

『ドリーム・プロジェクト』 濱野 京子/著

『怪談5分間の恐怖 見てはいけない本』 中村 まさみ/著

● 一般書 ●

『18歳からの選択-社会に出る前に考えておきたい20のこと-』

上木原 弘修・横尾俊成・後藤 寛勝/著

『「揚げない」揚げもの』 石原 洋子/著

『あなたはそのまま愛されている』 渡辺 和子/著

『婚活中毒』 秋吉 理香子/著

今月のおはなし会

8日
(土)

22日
(土)

場所：文化センター
2階図書室

時間：11時～

9月は 食生活改善普及運動・ 健康増進普及月刊です

No.350 保健師・歯科衛生士・栄養士です

適切な質と量の食事
をとることは、健康的
な生活を送る基本です。

厚生労働省では、9月を「食生活改善普及運動・健康増進普及月間」と定め、普及啓発を行っています。「健康寿命をのばそう」をスローガンに、「毎日プラス1皿の野菜」や「おいしく減塩1日マイナス2g」、「毎日のくらしにwithミルク」を目標として取り組んでいます。

●毎日プラス1皿の野菜

大人が1日に必要な野菜は350gとされています。しかし、現状では277gしか摂取されておらず、約70g不足しているという状態です。1皿分の野菜を摂取することで70gを摂取できるため、1日の食事で1皿野菜料理を増やしてみましょう。

野菜70gの例

- トマト ½個 ● なす 1本 ● かぼちゃの煮物 3切れ ● きゅうり 1本
- キャベツ 1～2本 ● ピーマン 1個半 ● ほうれん草 2株 など

●おいしく減塩1日マイナス2g

1日の食塩摂取目標量は、男性8.0g・女性7.0gとされています。しかし、日本人の平均食塩摂取量は、男性10.8g・女性9.2gとなっています。かんきつ類やだしを使用し、マイナス2gを目指しましょう。

●毎日のくらしにwithミルク

20歳以上の平均カルシウム摂取量は、体が必要とする量に達していません。特に、20・30代は3人のうち1人が牛乳・乳製品を摂取していないという状況です。牛乳にはたんぱく質やカルシウムがバランスよく含まれているので、1日1杯とるようにしましょう。

運動や休息も大切です。
食生活、体調管理を意識して、
健康寿命を延ばしましょう！



9月の行事カレンダー

●浜中町防災無線の放送内容を確認したい方は『☎62-5333』へお電話ください。24時間以内の放送内容を聞くことができます。

日にち	行 事	日にち	行 事
1 土		16 日	第57回きりたっふ岬まつり ルパン三世フェスティバルin浜中町
2 日		17 月	
3 月	健康教室（茶内第三母と子の家 10:00~11:30）	18 火	
4 火		19 水	ハツラツ倶楽部わっはっは （茶内コミュニティセンター 13:30~15:00）
5 水	ハツラツ倶楽部わっはっは （茶内コミュニティセンター 13:30~15:00）	20 木	
6 木	児童芸術鑑賞会（総合文化センター） 健康教室（姉別農村環境改善センター 13:30~15:00）	21 金	北大第二内科医師診療（浜中診療所 24日まで）
7 金	産前ママの集い（要申し込み） （老人福祉・母子健康センター 10:00~11:30） 北大第二内科医師診療（浜中診療所 8日まで）	22 土	今月のおはなし会（総合文化センター図書室 11:00~）
8 土	今月のおはなし会（総合文化センター図書室 11:00~）	23 日	
9 日	町民駅伝大会	24 月	
10 月	健康教室（姉別寿の家 10:00~11:30）	25 火	
11 火	健康教室（茶内コミュニティセンター 10:00~11:30）	26 水	ハツラツ倶楽部わっはっは （老人福祉・母子健康センター 10:00~11:30）
12 水	ハツラツ倶楽部わっはっは （老人福祉・母子健康センター 10:00~11:30）	27 木	むし歯予防教室 （老人福祉・母子健康センター 10:00~11:00）
13 木	整形外科診療（浜中診療所 14:00~）	28 金	霧多布高等学校前期終業式 夜間納税窓口（役場税務課 ~ 19:00）
14 金		29 土	
15 土		30 日	茶内中学校文化祭

あそびのひろば

月火木金 9:00~12:00（霧多布保育所内子育て支援センター）
 月火水木金 14:30~16:30（霧多布保育所内子育て支援センター）
 水 10:00~12:00（茶内コミュニティセンター）※コミセン使用時はお休み

町内施設の休館日	施設名称	休館日
	総合文化センター	3・10・18・25
	総合体育館	3・10・18・25
	農業者トレーニングセンター	3・10・17・23・24
	すくらむ21	3・10・17・18・24・25
	温水プール	3・10・18・25
	MO-TTOかぜて	2・3・9・10・16・17・23・24・30

ひとのうごき

7月末現在（前月比）

- 人口：5,899人（- 8）
男：2,914人（- 4）
女：2,985人（- 4）
- 世帯数：2,472世帯（+ 3）

おたんじょう

茶 内・野間 かなた 奏汰ちゃん（一輝さん）
 茶 内・三上 きよたけ 清丈ちゃん（祐介さん）
 茶 内・三上 ごうけん 剛賢ちゃん（祐介さん）
 霧多布・石橋 はじめ 孟ちゃん（佑記さん）
 霧多布・村元 けいせい 恵生ちゃん（了正さん）

おくやみ

暮 帰 別・豊嶋 孝雄さん（88歳）
 茶 内・亀山 房江さん（95歳）
 霧多布・岩佐 勝さん（75歳）
 丸山散布・吉田 勝義さん（71歳）
 霧多布・鶴飼 一枝さん（75歳）
 琵琶瀬・根竹タマ子さん（91歳）
 霧多布・村松喜志子さん（90歳）
 奔 幌 戸・川村 武夫さん（82歳）

おたんじょう、おくやみは、浜中町役場に届け出され、承諾いただいた皆さんのみ掲載しています。

広報紙に掲載している写真について、ご希望の方にはL版印刷した写真またはデータ（JPEG形式）を差し上げます。「子どもが写っている」「遠方にいる親戚に送りたい」など、写真をご希望の方は右記までご連絡ください。 役場企画財政課広報係 ☎62-2148



今月の表紙

幼年消防クラブ放水体験

7月12日と26日、茶内保育所と霧多布保育所で、それぞれ幼年消防クラブの放水体験が行われました。

茶内23名、霧多布12名のクラブ員の機敏な動きに、保護者から応援の声が送られました。(関連記事20ページ)



文芸サロン

俳句

母眠る窓から見ゆる萩の風

福澤 秋桜(茶内)

うつむけど君の影濃し星月夜

天井知代子(暮帰別)

短歌

チモシーの中走り抜けちかちかといたがゆき夏のあおき想い出

相原 睦子(茶内)

農道の同じ場所にて三日間も保護犬まつり誰を待ったの

福澤 秋桜(茶内)

寝返りをろくに打てないまま目覚めばつと忘れた悪夢の湿度

天井知代子(暮帰別)

文芸サロンに掲載する俳句または短歌を募集します。

作品を提供いただける方は役場広報係までご連絡ください。

役場企画財政課広報係 ☎六二一―二一四八

